

公明党東日本大震災復興加速化本部

本部長 赤羽 一嘉 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和5年6月3日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

平成29年3月末に帰還困難区域1地区を除く19地区の避難指示が解除、今年5月には帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域と区域外に整備した「長泥曲田公園」の避難指示解除がなされ、村としても全村域の避難指示解除に向けて取り組んでいるところです。

一方で、村内居住者は全村民の約25%にとどまり、帰還が進んでいないことに加え、人口の60歳以上が約70%を占めており、村内の働き世代の急激な減少が大きな課題となっています。

以上を踏まえ、次について要望致します。

記

1 福島再生加速化交付金の財源確保について

被災地の復興・再生は道半ばであり、本交付金による事業の成果は大きなものがあるので、引き続き本交付金の財源確保と令和7年度以降の重点的かつ継続的な財政支援を願います。

2 村内居住者を増やすための取組みについて

(1) 「なりわい」の創出と定着について

東日本大震災と原子力発電所事故に伴う長期避難による村内の居住人口、特に働き世代の急減が大きな課題です。

若者や子育て世代の村内居住者を増やすことが急務であり、「なりわい」(仕事・雇用)の場の創出が必須です。

については、本村における産業創出、企業誘致にあたり、特段のご支援をお願いします。

(2) 脱炭素村づくりに向けた支援について

令和4年3月14日に「ゼロカーボンビレッジいいたて」を宣言しました。これは2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しており、本村面積の75%を占める森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを生かすとともに、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガスの吸収量を維持または増やす取組みに資することができるものと考えております。

については、以下について、特段の支援をお願いします。

① 村の脱炭素まちづくりに向けて、これまでに引き続き、国が有

する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと

- ② 木質バイオマス発電事業による廃熱を利用した未来志向型農業にかかる施設等整備
- ③ 村内営農・土地活用促進のため、隣接する国有林の適切な保全と森林環境整備による山の機能回復と間伐・未利用材等、森林資源（間伐材等）の木質バイオマス利用による SDGs への貢献にかかる調整

3 帰還困難区域内外の再生・発展のための支援について

本年5月1日の長泥地区の避難指示解除は、復興のゴールではなく本格的なスタートとなります。しかしながら、一部帰還困難区域が残っており、復興再生拠点区域の内外に関わらず一層の支援をスピード感を持って進めることが必要であり、以下について、特段の支援をお願いします。

- (1) 企業誘致にかかる支援
- (2) 福島再生加速化交付金等による農業用施設や機械の整備及び財源確保と令和7年度以降の重点的かつ継続的な財政支援
- (3) 国有林等の避難指示解除に向けた調整等（脱炭素推進地区としての適応の検討）
- (4) 引き続き、国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続して行うこと

4 学校等再開に伴う避難先からの通学バスへの支援について

平成30年4月1日から村内で、認定こども園・小・中学校が再開され、現在約119名の園児・児童生徒が福島市を中心とした避難先から、村内の学校等にスクールバスによって通園・通学しています。帰還者がなかなか増えないなか、将来の村を担う人材の確保のためには、子どものうちから村との関わりを深め、村や地域との関係性を維持していくことが必要不可欠であります。

現在、通園・通学に要する経費については、すべて国の補助によって賄われており、一人でも多く村内の学校等への入学を促すた

めにも、避難先からの通学バス運行経費に対する継続支援をお願いします。

5 地方交付税の確保について

被災自治体に対する現在の地方交付税は、震災前の国勢調査人口と世帯数を基準に交付されており、令和2年度まではこの数値によって弾力的な運用が図られてきております。ただし、令和2年度に実施された国勢調査結果は、人口・世帯数が著しく減少する結果となったところです。

これまで、地方交付税の算定基礎としては、国勢調査の結果を基礎資料としており、従前の例に倣えば、地方交付税に依存している本村にとっては、今後の財政運営上極めて深刻な事態となります。

については、被災自治体に対しては国勢調査人口に関わらず、当面弾力的な運用をお願いします。

6 水田活用の直接支払交付金について

水田活用の直接支払交付金は、令和4年度から要件の見直し、単価の引き下げ等の制度改革が実施されています。

復興の過渡期にある本村においては、担い手の定着を図り、関係人口や定住人口の増加につなげるために、農地中間管理事業を積極的に活用した農地利用集積、飼料作物による土地利用型農業を推進してきたところです。

一方で避難指示解除後に先駆的に営農再開した経営体は経営体力が十分ではなく、大幅な収支計画の見直しは経営断念に繋がる懸念があり、新たな就農者の呼び込みによる移住定住促進を阻害することにもなります。

については、復興を阻害しないように従前の取り扱いとするよう求めます。

7 介護保険制度について

被災地においては介護保険料が免除されるとともに市町村負担分を含めて国庫負担で運営されているが、避難指示解除から10年を目安とする段階的見直しが示されました。

帰還困難区域をもつ自治体がある中、避難住民の高齢化、核家族

化が進み、避難先等での介護サービスの利用が増加している状況です。

働き世代の帰還率・自治体内就業率を高めるための強力な支援、被災自治体の介護保険の現状と将来予測を踏まえた激変緩和措置としての財源補填、介護保険料の広域化（国保の県単位等）など、総合的な対応策を求めます。